第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ① 絶滅危惧種の生息・生育地の調査等に基づく「しまねレッドデータブック」の改訂

(1) 事業目的

しまねの豊かな自然環境や多様な野生動植物を守る基礎資料として、「しまねレッドデータブック」 ※1を発行しており、特に絶滅の危険性の高いものを中心に生息・生育地の調査等を実施します。

(2) 取組状況

平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行し、概ね10年を目処に改訂を行っており、平成24年度に「改訂しまねレッドデータブック2013 植物編」(掲載種数394種)、平成25年度に「改訂しまねレッドデータブック2014 動物編」(掲載種数550種)を発行しました。(資料編:表1)

令和4年度からは、次期改訂に向けて改訂委員会を設置し専門家と連携を図りながら現地調査や 文献調査等により希少野生動植物の生息情報等の収集を行います。

(3) 参考情報

しまねレッドデータブック

http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/

《用語解説》

※1 レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生生物を選定し、それぞれの種の絶滅危険度を評価したカテゴリー分けを行い、生態や分布、保全状況、影響を与えている要因等の情報を記載した図書のこと。

国際自然保護連合 (IUCN)、環境省、都道府県等が発行したものがある。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ② 指定希少野生動植物(条例に基づき県が指定)の追加指定と計画的な保護管理の推進

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を 次代に継承します。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある「指定希少野 生動植物」を5種指定しています。(資料編:表1)

これらは保護管理計画を定め、モニタリングや保護増殖などの保護管理事業を実施することとしています。

また、地元団体や専門家等を「希少野生動植物保護巡視員」に認定し、生息生育環境の巡視活動及び普及啓発を行っています。

特にミナミアカヒレタビラについては、生息環境の変化から生息数の減少が見られたため、平成26 年度に保護対策協議会を設置し、地元団体や専門家等と連携し、保護管理事業を実施しています。 また、地元保護団体と小学校が連携した保護活動や環境教育も行っています。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ③ 希少野生動植物保護巡視員(条例に基づき地元団体及び専門家等を認定)との協働による保護管理

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物について、地元の民間団体や専門家等と連携し地域一体となった保護管理を実施します。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少動植物の生息や生息地等の状況を巡視する団体及び個人を、希少野生動植物保護巡視団体または希少野生動植物保護巡視員として巡視団体12団体、巡視員8人を認定しています。

希少動植物の生息における地域特性をよく知る巡視員等の活動報告により、希少動植物にとって 的確な保護管理が実施できる体制整備を行っています。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ④ 侵略的外来種による被害拡大の防止(関係機関や団体と連携した実態把握や対策の実施など)

(1) 事業目的

海外から持ち込まれた外来種は、繁殖力が強く在来生物の生育場所を奪うなど生物多様性に悪影響を与えるものがあり、これらの被害を防止する取組が必要です。

特に特定外来生物に関する普及啓発をすすめ、外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡 げない」の徹底を図ります。あわせて種毎に効果的な駆除対策を提示し、自治体や住民主体の駆除対 策を支援します。

(2) 取組状況

① 関係機関や団体と連携した実態把握【自然環境課、港湾空港課】

平成27年度に初めて県内で発見されたセアカゴケグモは、その後、毎年港湾施設などでの発見があり、市町村や施設管理者と連携しながら必要に応じて県民へ注意喚起するなど被害を防止する取組を進めています。

また、ヒアリ対策として令和2年度より境港水際・防災連絡会議及び浜田港・三隅港・西郷港水際・防災対策連絡会議の構成員として、環境省や各港湾管理者との情報共有に努めています。

② 関係機関や団体と連携した外来種駆除対策【自然環境課、河川課、農林水産総務課鳥獣対策室】 生態系被害防止外来種リスト※1に掲載されている緊急対策外来種のミシシッピアカミミガメ について、市民団体が行う駆除対策を支援するほか、「汽水の堀川魅力アップ協議会」の構成員と 共に水辺の生態系に悪影響を及ぼすブルーギルやオオクチバスなどの生態状況調査や自然観察の イベントなどを行っています。

その他、道路や河川で繁殖している特定外来生物のオオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどについて様々な広報媒体を用いて注意喚起を行います。

また、農林作物等に加害のあるアライグマ、ヌートリアについては積極的な捕獲を支援し、特に 県西部を中心に分布が拡大しているアライグマについては目撃、被害等の情報収集、分布状況把握 に努めています。

(3) 参考情報

生態系被害防止外来種リスト

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html

《用語解説》

※1 生態系被害防止外来種リスト

海外から持ち込まれ、生態系への被害が見込まれる外来種について、日本における侵略性を評価し、リスト化したもののこと。環境省作成。

所属名	問い合わせ先
(主)自然環境課	
港湾空港課	0050 00 6277
河川課	0852-22-6377
農林水産総務課鳥獣対策室	

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ⑤ 鳥獣保護管理事業計画や第一種特定鳥獣保護計画や第二種特定鳥獣管理計画に基づく、野生鳥 獣の保護と農林作物等の被害防止対策との適切な調整

(1) 事業目的

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」※1に基づき策定した第13次鳥獣保護管理事業計画(令和4年度~令和8年度)および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」※2に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ、キジ、ヤマドリ)、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ③ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑤ 絶滅のおそれのある種の保存に 関する事項

(2) 取組状況

令和3年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- ① 令和3年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は資料編:表1のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- ② 愛鳥週間(5月10~16日)行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集(応募校36校、応募数442点)、その入賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会(松江市内、出雲市内)を実施し愛鳥思想の普及啓発に努めました。
- ③ 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、ガンカモ類の生息調査を実施しており、主要地域(中海・能義平野・宍道湖・神西湖・神戸川・蟠竜湖・高津川)での調査を 令和4年1月16日 に、その他地域県内全域を令和4年1月9日から23日の期間に実施しました。(資料編:表2)
- ④ 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの6名により鳥類9件の傷病鳥獣 の治療を実施しました。
- ⑤ 本県では出雲北山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な 出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併 せて生息頭数調査(区画法調査・ライトセンサス調査)を実施し、より正確な頭数把握に努めま した。
- ⑥ 西中国山地に生息するツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画に基づき対策を講じてきています。しかし近年、人家周辺に出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にある

ため、鳥獣専門指導員5名を配置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に 努めました。

⑦ 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

《用語解説》

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律。

※2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

所属名	問い合わせ先
(主)農林水産総務課鳥獣対策室	0852-22-5160

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ⑥ 県民・事業者等と連携した、失われつつある自然環境の再生や修復

(1) 事業目的

県内各地で自然環境保全活動を実施している県民・事業者等と連携し、希少野生動植物の自然環境 の再生や修復を行います。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業

イズモコバイモ、ユウスゲ、ハマナス※1やオオサンショウウオ※2などの希少野生種の保護活動を行っている団体からの提案よる簡易な施設整備事業を実施し、個々の希少種の生育環境の再生を行っています。

《用語解説》

※1 イズモコバイモ、ユウスゲ、ハマナス

「しまねレッドデータブック」で絶滅危惧I類と分類している希少野生種

※2 オオサンショウウオ

国天然記念物、「しまねレッドデータブック」で絶滅危惧Ⅱ類と分類している希少野生種

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ⑦ 三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの機能の充実(希少生物の標本や情報の収集など)

(1) 事業目的

自然公園などのフィールドや自然体験学習の拠点施設を活用して、自然とのふれあいや自然資源 の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供します。

(2) 取組状況

① 自然系博物館の機能の充実

三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設や自然公園などのフィールドを活用して、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しました。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の管理運営にあたっては、それぞれ、公益財団法人しまね自然と環境財団、公益財団法人ホシザキグリーン財団、公益財団法人しまね海洋館を指定管理者とし、自然教育の場として利用の促進を図るとともに自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

また、三瓶自然館、しまね海洋館、宍道湖自然館では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入館者の回復・拡大を図るため、展示機能の充実や施設改修など、施設の魅力アップ・充実を図りました。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	
しまね暮らし推進課	0852-22-6517
水産課	

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理
 - ⑧ 地球温暖化に伴う生態系への影響の回避・軽減 [第3章-4参照]

(1) 事業目的

専門家と伴に野生動植物の生息・生育の実態把握を行い、生息状況の変化を確認しています。確認 した生育状況の変化をもとに、地球温暖化に伴う生態系への影響を周知し、県民へ地球温暖化対策へ の意識醸成を図ります。

(2) 取組状況

カワラハンミョウ、ヒメバイカモ※1などの希少野生動植物の調査を実施し、生育状況の把握をおこなっています。

自然観察会等における生物多様性の保全に関する普及啓発を行っています。

《用語解説》

※1 カワラハンミョウ、ヒメバイカモ

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」によ指定し、県、県民等が協働して保護を行う種

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (2) 優れた自然の保全
 - ① 地元の保護育成会等との協働による、自然環境保全地域の適切な保全

(1) 事業目的

「島根県自然環境保全条例」に基づき、学術的価値の高い優れた自然の存する6地域を島根県自然環境保全地域※1(資料編:表1)に指定しており、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施します。

(2) 取組状況

飯南町の赤名湿地性植物群落においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されていることから、例年6月頃に地元ボランティア等の協力を得ながらヨシやノイバラなどの除草作業を実施し、自然再生に取り組んでいます。ただし、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

また、国立公園三瓶山北の原にある「姫逃池」においても自然再生に取り組んでおり、水位の回復とカキツバタ自生地(県指定天然記念物)の生育環境の改善を図っています。カキツバタの周辺に他の植物の繁茂が目立つようになっており、特に近年は外来種のセイヨウスイレンが急速に勢力を拡大していることから、例年6月に地元を中心としたボランティアの協力を得て、除草作業と外来種の駆除などを行っています。ただし、令和3年度は悪天候のため中止となりました。

《用語解説》

※1 自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、 自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (2) 優れた自然の保全
 - ② 自然公園における行為等に係る許認可の適正な運用

(1) 事業目的

自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するため、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

ただし、地域住民の利便性を確保するため、事前に許可を得て一定の行為を行うことができること とされており、適正な運用を図ります。

(2) 取組状況

県内には国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園 が11箇所あります。自然公園法及 び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通 地域等を指定し、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

特別地域等で一定の行為を行うにあたっては、事前に国立公園区域内では環境大臣、国定公園・県立自然公園区域内では知事や市町長に許可を得る必要があります。また、普通地域では一定の行為の実施前に届出の提出が必要です。

令和3年度は国定公園及び県立自然公園で50件の許可処分を行いました。(資料編:表1)

また、4月1日から6月30日を「野生動植物違法採取防止強化期間」として設定し、例年、島根県自然保護レンジャーなどのボランティアの協力を得ながら、自然公園等のパトロールを強化し、違法採取の防止及び適正な利用を呼びかけています。

(3) 参考情報

しまねの自然公園

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/shimane_kouen/

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (2) 優れた自然の保全
 - ③ 天然記念物を県民の貴重な財産として保護(オオサンショウウオ及びその生息地など)

(1) 事業目的

天然記念物オオサンショウウオの個体の保全及び生息環境の維持のため、文化財保護法の適切な 運用に取り組んでいます。

(2) 取組状況

令和3年度は、オオサンショウウオの一時捕獲・移動や生態調査等の現状変更許可申請20件について指導・助言などを行いました。

所属名	問い合わせ先
(主) 文化財課	0852-22-5880

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (2) 優れた自然の保全
 - ④ 「みんなで守る郷土の自然」等選定地域などの地域住民と連携した、法規制外の貴重な動植物 や優れた自然の保全

(1) 事業目的

規模は大きくないものの、貴重で身近な自然を、「みんなで守る郷土の自然」選定地域等に選定し、 地域住民と連携して保護・活用に取り組みます。

(2) 取組状況

昭和62年度から身近な自然環境の中に点在している貴重な自然や地域のシンボルとして守られている自然を「みんなで守る郷土の自然」として、現在51箇所を選定しています。(資料編:表1)

居住地及びその周辺で身近な自然が残されており、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など自然に親しむことに適した歩道等を「みんなでつくる身近な自然観察路」として44箇所を選定し、自発的な活動を支援しています。(資料編:表2)

このほか、地域住民自らが守り育て活用している身近な森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」 として2箇所を選定しています。(資料編:表3)

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (2) 優れた自然の保全
 - ⑤ 自然保護意識の普及啓発(マスメディアを活用した広報など)

(1) 事業目的

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、広報紙やホームページ等により自然保護意識の普及啓発に取り組むとともに、生物多様性の重要性や自然保護思想の普及啓発を行います。

(2) 取組状況

自然保護意識の普及啓発の一環として、広報紙「しまねの自然」で生物多様性や各地で行われる自然観察会の様子を紹介するほか、県内で長年にわたり自然保護活動を行った個人や団体の表彰を行いました。

また、ホームページでは、月替わりで特徴的な昆虫や植物、鳥類などを紹介しています。

令和2年度に続き令和3年度も「しまねの自然お宝MAP」を更新し、生物多様性の理解促進を図りました。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (3) 環境に配慮した工事の推進
 - ① 貴重な野生動植物等の保全(希少野生動植物の生息・生育情報等の提供及び指導)

(1) 事業目的

島根県の希少野生動植物の保護のため、「しまねレッドデータブック」掲載種を中心とした調査の 実施や情報の集積を実施しています。

また、それら集積した情報を用い、開発事業者に対して、希少な野生動植物に関する情報提供 と 保護に関する指導 を実施しています。

(2) 取組状況

① 調査と情報収集

野生動植物の生息生育実態をはじめとするモニタリングや自然環境調査や、既存データの収集整理を行っています。

② 環境に配慮した工事の推進

調査結果と収集した情報については、データベース化を行い地図情報として整理し、各種の開発協議や大規模工事等における各種事業計画の照会に対し、貴重な野生動植物の生息情報の提供と自然環境への配慮に関する助言を行うなど、環境に配慮した工事の推進に活用しています。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

- (3) 環境に配慮した工事の推進
 - ② 公共工事における自然環境への配慮(島根県公共事業環境配慮指針の適切な運用)

(1) 事業目的

調査・計画段階での環境への配慮を述べた「島根県公共事業環境配慮指針」を平成15年4月に策定し、県が行う公共事業について環境保全に関する取り組みを強化するものです。

(2) 取組状況

本指針に基づき、県が行う公共事業について積極的な環境配慮が図られるよう周知を行っています。

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

- (1) 自然とのふれあいの増進
 - ① 自然公園の適正な管理と活用

(1) 事業目的

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても 活用されるところです。

本県では、2016年7月に大山隠岐国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定され、現在、県内4地域の国立公園とその周辺地域において、国内外からの来訪者を増加させる取組を行っています。サイクリングやトレッキング、シーカヤックなど豊かな自然を活用した体験メニューを造成し、県内の自然公園等の魅力をさらに向上させ、また、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう受入環境の整備を図ります。(資料編:表1)

また、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ることを目的に自然公園施設の整備や維持補修を行うとともに、こうした自然公園施設が持続的に活用されるよう管理を行います。

(2) 取組状況

令和3年の自然公園の利用者数は、大山隠岐国立公園が約661万人、国定公園が約4万人、県立自然公園が約187万人でした。(資料編:表2、3)

自然公園等を訪れる利用者のための施設(自然歩道、駐車場及び公衆トイレ等)の整備を、国、県及び市町村が連携を取りながら進めており、令和3年度においては、自然歩道等の再整備を行うとともに、転落防止柵や路面・標識等の維持補修、並びに、倒木処理や修景伐採を行いました。

自然公園内の県有施設の管理についても、市町村に管理を委託し、連携して安全・安心な利用環境の管理を図りました。

また、自然公園の中でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域に対しては、所管の市町村に自然公園美化清掃交付金を交付し、美化清掃の推進を図りました。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6172

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

- (1) 自然とのふれあいの増進
 - ② 三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの適切な整備・運営

(1) 事業目的

三瓶自然館サヒメルや、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点 施設を整備し、自然とのふれあいを推進します。

(2) 取組状況

① 三瓶自然館サヒメル【自然環境課】

令和3年度の入館者数は、対前年比161.7%、129,902人でした。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入館者の回復・拡大を図るため、ビジュアルドーム(プラネタリウム上映施設)の改修を行いました。また、企画展及びその内容をより深く理解するための関連イベントや、季節毎の自然観察会、体験イベントを開催しました。

② 宍道湖自然館ゴビウス【水産課】

令和3年度の入館者数は、対前年比131.0%、97,622人でした。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館、イベント中止の影響を受け、入館者数は前年度に引き続き令和元年度以前を下回りましたが、水辺の生き物に対する興味関心や学習意欲の高揚を図る「体験学習型水族館」として、特別展、季節毎のトピック展示、定例自然観察会、団体向けプログラム、学校等への講師派遣を実施し、自然学習の場を広く提供しました。

③ しまね海洋館アクアス【しまね暮らし推進課】

令和3年度の入館者数は、対前年比121.4%、254,454人でした。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入館者の回復・拡大を図るため、プロジェクションマッピングの導入やクラゲ水槽の新設を行いました。また、水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、自然学習の機会を広く県民等に提供する施設として、特別企画展、季節毎の水槽展示、学校等の教育活動の受入(来館)、磯や川での生物観察における講師派遣等を実施しました。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	
水産課	0852-22-6517
しまね暮らし推進課	

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

- (1) 自然とのふれあいの増進
 - ③ 自然観察会の開催など、自然とのふれあいの場を提供する取組への支援

(1) 事業目的

自然観察会等を通して自然とのふれあいの機会を提供し、自然の仕組みを理解することにより保全意識の向上を図ります。

(2) 取組状況

令和2年度および令和3年度にかけて、県内の県内51箇所の自然公園等で利用者が安全・安心・ 快適に自然に触れる事ができるように施設設備等の整備を実施しました。

また、令和3年度には、県民が自然に触れる機会を創出し、自然を理解することで保全意識が向上を目的に3回の自然観察会や自然の仕組み・魅力を伝える自然観察指導員の養成講座を実施しました。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

- (1) 自然とのふれあいの増進
 - ④ 自然保護活動を通じた人づくり [第5章-1参照]

(1) 事業目的

環境に関心を持つことが、自らの住む地域への愛着にもつながるため、表彰制度を通じて団体や個人の活動を紹介し、子どもの頃から環境問題への関心を持てるようにします。

(2) 取組状況

県内で多年にわたり自然環境保護活動を行っている団体や個人を対象に知事感謝状を贈呈しています。

令和3年度はみどりの月間(4月15日~5月14日)に、自然環境の保全に関して顕著な功績のあった1個人に対し、環境大臣表彰を行いました。

その他、自然公園指導員を対象にした自然公園指導員局長表彰のほか、自然歩道関係功労者局長表彰、地域環境保全の推進のため多年にわたり顕著な功績のあった団体・個人を対象にした地域環境保全功労者環境大臣表彰、自然保護及び環境保全に功績のあった団体・個人に対して島根県各種功労者表彰などを行いました。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

- (2) 自然環境の地域資源としての活用
 - ① 島根の豊かな自然環境を活用したエコツアーや、都市住民との交流を図る「しまね田舎ツーリズム」の推進

(1) 事業目的

「しまね田舎ツーリズム」により、都市の住民の方々に、農山漁村の生活の体験や民家等での民泊を通じて、島根県の自然、風土、歴史、文化等に触れていただくとともに、地域の住民との交流を楽しんでいただく機会を提供しています。

(2) 取組状況

令和3年度の「しまね田舎ツーリズム」の実績は、登録施設数が144施設で、受入人数は5,056名で した。

また、受入人数の内訳は、宿泊体験が1,962名、調理体験が1,340名、宿泊・調理体験が473名、調理体験以外の日帰り体験が1,281名でした。

(3) 参考情報

しまね田舎ツーリズムポータルサイト おいでよ!しまね https://www.oideyo-shimane.jp/

所属名	問い合わせ先
しまね暮らし推進課	0852-22-5687

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

- (2) 自然環境の地域資源としての活用
 - ② 隠岐ユネスコ世界ジオパークや、島根半島・宍道湖中海ジオパークの情報発信や受入体制の整備等による交流の推進

(1) 事業目的

隠岐ユネスコ世界ジオパークや島根半島・宍道湖中海ジオパークなど、国内外にも価値を認められた貴重な地質遺産を活用し、地域の活性化につなげます。

(2) 取組状況

一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会や地元町村等と連携して、アンバサダー育成事業やメディアツアーなどの実施による情報発信の強化や、県有施設の維持補修工事など、地域への啓発向上や受入体制の整備などに取り組んでいます。

また、隠岐ジオゲートウェイや海士町複合型宿泊施設「Entô」などの拠点・中核施設の整備支援により来島者の満足度向上を図りました。

《用語解説》

※1 ジオパーク

地球や大地を意味する「ジオ」と公園を意味する「パーク」を合わせた造語で、優れた価値を持つ地質遺産だけでなく、歴史や文化、生態系などを含む総合的な公園のこと。

※2 ユネスコ世界ジオパークと日本ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、世界ジオパークネットワーク及びユネスコの審査を経て認定された地域であり、令和4年4月時点で、46か国、177地域が認定されています。日本国内では、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳、伊豆半島の9地域が認定されています。

日本ジオパークは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。令和4年4月時点で、上記9地域の他、南アルプス、恐竜渓谷ふくい勝山、白滝、伊豆大島、霧島、盤梯山、下仁田、白山手取川、秩父、男鹿半島・大潟、箱根、佐渡、銚子、八峰白神、四国西予、ゆざわ、三陸、おおいた姫島、おおいた豊後大野、三笠、桜島・錦江湾、とかち鹿追、南紀熊野、立山黒部、苗場山麓、Mine秋吉台、三島村・鬼界カルデラ、栗駒山麓、下北、筑波山地域、浅間山北麓、鳥海山・飛島、島根半島・宍道湖中海、萩、土佐清水、十勝岳、五島列島(下五島エリア)の37地域、計46地域が認定されています。

所属名	問い合わせ先
(主)自然環境課	0852-22-5724

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

- (2) 自然環境の地域資源としての活用
 - ③ ラムサール条約湿地の宍道湖・中海における、保全と活用を両立した「賢明な利用」の推進

(1) 事業目的

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約※1湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「保全再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、貴重な地域資源を活用した地域振興を進めます。

(2) 取組状況

令和3年度に実施した主な取組は次のとおりです。

① 中海·宍道湖一斉清掃

鳥取・島根両県、沿岸市、住民等が協働し、毎年「中海・宍道湖一斉清掃」を環境月間である6月13日に実施しました。

【参加者数:908人】

② 子どもラムサール交流会

両湖を保全再生し、賢明に利用する取組を次世代に引継ぐため、両湖の周辺で活動する子どもたちと他の登録湿地で活動する子どもたちとの学習交流を鳥取県と共同で例年実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

③ 大型水鳥普及啓発

冬季の宍道湖に生息、飛来する水鳥や水辺に関心をもってもらうため「水鳥観察会」を令和3年11月から12月にかけて宍道湖周辺の観察スポットで実施しました。

【参加者数:54人】

④ 宍道湖・中海の魅力展

両湖の魅力あふれるおでかけスポットと、両湖の恵みを次世代に引継ぐための取組を紹介するパネルの移動展示を13箇所で開催しました。

《用語解説》

※1 ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年(昭和46年)に採択、1975年(昭和50年)に発効し、日本は1980年(昭和55年)に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ① 適切な森林経営管理の推進と、担い手となる林業就業者の確保・育成

(1) 事業目的

健全な林業経営に必要な原木生産を進めていくうえで必要な林業就業者の確保・育成を推進し、循環型林業の実現によって産業発展及び環境保全の両立を目指します。

(2) 取組状況

農林大学校(林業科)の機能強化や高校生への林業教育の充実、県内だけでなく県外の若者を対象 とした勧誘活動の強化などにより、新規林業就業者数の確保を推進しています。

また、林業事業体が自ら行う労働条件・就労環境の改善などを促進する「島根林業魅力向上プログラム」の充実と、林業就業者の意欲喚起や昇給・昇任等のキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」の推進により新規就業者の育成と定着率を向上させる取組を進めています。

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5104

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ⑩ 貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制など、海岸環境の保全

(1) 事業目的

平成11年に海岸法が改正され、海岸法の目的に「海岸環境の整備・保全」が位置づけられました。また、平成15年3月に策定(令和3年3月第4回改定)した島根沿岸・隠岐沿岸海岸保全基本計画において、環境面からの基本方針として(1)郷土色豊かな海岸環境の保全(2)優れた海岸景観との調和(3)環境保全への適切な対応(4)保全活動の支援を記載し、海岸環境の整備・保全のために適切に対応することとしております。

(2) 取組状況

本県では、海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施や、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応することとしています。

所属名	問い合わせ先
(主) 河川課	0852-22-5647

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ① 海岸漂着物対策の推進[第4章-3参照]

(1) 事業目的

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、海岸漂着物を速やかにかつ円滑に処理します。★
- ② 海岸漂着ごみの由来などを学習することで、発生抑制につなげます。★

(2) 取組状況

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、国内外から漂着しているごみの回収をボランティア、業者委託等により実施しています。令和3年度は海岸を保有している10市町村で実施し、プラスチック類や流木など合計762tの海岸漂着ごみを回収・処理しました。★
- ② 海岸漂着ごみの発生抑制事業として、小学生を対象に海岸漂着ごみの調査をおこない、海岸漂着ごみの由来を学習するなどの普及啓発活動を実施しました。その他に海岸漂着ごみの組成調査を実施しました。★
- ★は、第4章-第3節-(4)-①②と同内容です。

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6739

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ② 循環型林業の定着・拡大による、森林資源を活かした産業振興と環境保全の推進

(1) 事業目的

森林から生産される木材は、人にやさしく再生可能な資源であり、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」※1な資源です。また、森林は適正な維持管理を行うことで、水源かん養※2や土砂流出防備等国土の保全機能など多面的な機能を維持・発揮しています。そのため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着・拡大を進めることで、産業振興と環境保全の推進を図ります。

(2) 取組状況

県では、令和2年4月に策定された「島根県農林水産基本計画」(令和2~6年度)において、循環型林業の定着・拡大のため、林業のコスト低減、原木が高値で取引される環境整備、林業就業者の確保対策に取り組んでいます。

特に、森林所有者等が行う植栽、下刈り、間伐などの費用負担の軽減や、林道・林業専用道・森林 作業道などの路網整備により環境保全につながる森林整備を進めています。

《用語解説》

※1 カーボンニュートラル

木材や農産物などは、炭素同化作用があり、光合成の過程で空気中の二酸化炭素を固定します。林地残材や農業廃棄物をエネルギーとして利用する時、燃焼などにより二酸化炭素が排出されますが、植林や農作業により再び大気中の二酸化炭素は吸収されます。このように、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。

※2 水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、 洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のことです。

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5168
森林整備課	0892-22-9108

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ③ 「県民参加の森づくり」など、多様な主体との協働した森林保全の推進

(1) 事業目的

企業、県民等による森林保全活動を促進し、森林の持つ多面的機能の発揮につなげます。

- ① しまね企業参加の森づくり制度【森林整備課】★ 県と市町村、森林組合が連携して、企業と森林所有者との調整役となり、企業等の主体的な森 林保全活動を支援します。
- ② 県民参加の森づくり事業【林業課】★ 県民自らが企画・立案した自主的な森づくり活動や県産木材の利用促進活動、森林環境学習等を支援します。

(2) 取組状況

① しまね企業参加の森づくり制度(資料編:表1)★

令和3年度 活動団体:10団体

整備森林:96ha

② 県民参加の森づくり事業(資料編:表2)★

令和3年度県民参加の森づくり事業

県民参加者数:12,783人

(3) 参考情報

しまね企業参加の森づくり制度については、平成22年度に創設した「島根C02吸収認証制度」と連動させ森林整備活動の実績をC02吸収量として認証します。

★は、第3章-第3節-(2)-①と同内容です。

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-6541
林業課	0832-22-6341

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ④ 島根CO2吸収認証制度など、森林保全におけるCSR(社会貢献)活動の推進

(1) 事業目的

企業・団体等が自ら森林整備を実践又は必要な資金援助を行った植栽や間伐などの活動に対し、活動実績に応じたCO2吸収量の認証を行うことにより、企業等のCSR活動を推進します。

(2) 取組状況

① 令和3年度(資料編:表1)認証件数11件(11企業・団体)認証量 417t-C02/年

(3) 参考情報

各企業・団体が実施した森林整備活動の実績から1年間のC02吸収量を算定し、認証します。

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-6541

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ⑤ 有機農業を始めとする様々な環境にやさしい農業の推進

(1) 事業目的

食に対するニーズが多様化する中で、環境保全に配慮した有機農業の取り組みに支えられた有機 食品の需要は着実に広がっており、今後もさらなる伸びが見込まれています。

島根県は、耕地面積に占める有機農業(有機JAS認証※1)の割合が全国上位で、本県農産物のブランディングの柱の一つとして有機農業の拡大を進めています。

(2) 取組状況

① 需要に対応した有機農産物の産地づくり 販売事業者とのマッチングや物流改善、新たに有機農業に取り組む農業者の確保など、需要に 対応した有機農産物の産地づくりを推進し、有機農業の拡大に取り組んでいます。

② 有機JAS認証の取得促進

農産物に「有機」の表示ができ、消費者の信頼度を向上させる有機JAS認証の取得拡大に向け、 取得経費の助成や認証アドバイザーの設置、栽培実証の設置などに取り組んでいます。

有機JAS認証事業者数 令和 2 年 : 57 令和 3 年 : 63

《用語解説》

※1 有機JAS認証

「化学合成農薬や化学肥料を使用しない」、「遺伝子組換え技術を使用しない」など、有機JAS(有機農産物の日本農林規格)に適合した生産が行われていることを第3者機関が検査し、認証された事業者のみが有機JASマークを使用し、農産物などに「有機」、「オーガニック」等の表示をすることができる制度。

所属名	問い合わせ先
(主) 産地支援課	0852-22-6477

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ⑥ 草原環境の維持管理や耕作放棄地発生防止のための取組の支援(草刈り、放牧、火入れなど)

(1) 事業目的

肉用牛の生産基盤の拡大を図るため、隠岐地域を中心に低コスト生産が可能な放牧を推進することで、草原環境の維持管理や耕作放棄地発生防止を図ります。

また、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ることを目的に自然公園施設の整備や維持補修を行うとともに、こうした自然公園施設が持続的に活用されるよう管理を行っています。

(2) 取組状況

①放牧の推進

畜産公共事業や県単事業等を活用して隠岐地域や大田地域の公共牧野等を整備し放牧頭数が増加しました。

②自然公園施設の管理

自然公園内の園地等の施設について、市町村に管理を委託し、連携して安全な利用環境の確保 及び自然環境の保全を目的とした管理(草刈り・清掃・パトロール等)を図りました。

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5133
自然環境課	0852-22-6172

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ⑧ 水産資源の持続的利用に向けた、科学的な知見に基づく資源管理の推進や藻場の保全

(1) 事業目的

本県は、日本海、汽水湖である宍道湖・中海や江の川・高津川といった多様で豊かな水域が存在しています。また、そこは良好な漁場でもあり、様々な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

漁場となる海や湖・河川の環境を維持・保全することは、水産物を持続的に利用するうえで極めて 重要であるため、水質や水生生物のモニタリング※1などを行うことで、漁場環境の保全対策を推進 しています。

(2) 取組状況

① 宍道湖・中海に関する調査

宍道湖・中海において、調査点を定め、水質・水生生物を継続調査しています。また宍道湖については湖底に発生する貧酸素水塊※2の動態に関する定期調査結果を県のホームページ上で公開することにより情報提供を行っています。

② 赤潮・貝毒発生に関する漁場環境モニタリング

近年、日本海では有害赤潮※3の発生が確認されており、漁業被害が生じています。そのため、 赤潮が発生しやすい時期に発生状況や海洋環境のモニタリングを実施しています。

また、イワガキ等の二枚貝類は、貝毒※4を引き起こす可能性があるため、出雲・石見・隠岐 海域において定期的に検査を実施し、貝類の毒化状況の監視に努めています。

(3) 参考情報

① 宍道湖·中海水質情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/kawa_mizuumi/suisitu/suisitu.html

② 赤潮情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/akashio/jouhou.html

③ 貝毒検査の結果

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/kaidoku/latest_result.html

《用語解説》

※1 モニタリング

水質や生物等の状況を監視・調査すること。

※2 貧酸素水塊

水中の溶存酸素濃度が極めて低い水塊。汽水湖では塩分躍層の存在により上層からの溶存酸素の供給が絶たれやすいため、下層に滞留した高塩分水が貧酸素水塊となりやすいことが知られています。

※3 赤潮

赤潮とは、植物プランクトン等の微生物が海中で異常繁殖し、海水が変色する現象のことを言います。中でも、魚介類に悪影響を与えるものは有害赤潮と呼ばれ、全国的にも漁業に甚大な被害を引き起こしています。

※4 貝毒

主に二枚貝が有毒プランクトンを餌として食べることで体内に毒素を蓄積させ、これを食べた人が中毒症状を起こす 現象のことを言います。症状により麻痺性貝毒、下痢性貝毒等に分けられます。

所属名	問い合わせ先
(主) 沿岸漁業振興課	0852-22-6013

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (1) 森・里・川・海の保全
 - ⑨ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出する「多自然川づくり」の 推進

(1) 事業目的

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また、平成18年には、1.河川全体の自然の営みを視野に入れ、2.地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3.河川管理全般を見据えた多自然川づくりという3つの事項を踏まえた提言「多自然川づくりへの展開」を基に「多自然川づくり基本指針」が定められ、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となりました。

(2) 取組状況

本県では、個別箇所の局所的な視点ではなく河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進しています。

所属名	問い合わせ先
(主)河川課	0852-22-5647

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (2) 地域資源としての活用
 - ① 棚田地域の保全活動や、棚田オーナー制度など、交流活動の促進

(1) 事業目的

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水源かん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。

この棚田地域の保全や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

(2) 取組状況

① 中山間ふるさと水と土基金事業(中山間ふるさと・水と土保全推進事業) 棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定 着並びに持続的な活動を支援します。

所属名	問い合わせ先
(主) 農村整備課	0852-22-5151

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (2) 地域資源としての活用
 - ② 外来種の駆除や休耕田を活用したビオトープづくりの促進など、生物多様性の確保

(1) 事業目的

森・里・川・海の保全と活用により、多面的機能を発揮させ、生物多様性の確保を推進します。

(2) 取組状況

外来種対策普及啓発·駆除事業

- ①大山隠岐国立公園三瓶地区内の姫逃池に繁茂するセイョウスイレン対策として、地元自然保護団体と共に駆除方法の調査検討及び駆除活動に取り組むなど、外来種の駆除と普及啓発を委託して自然環境の保全と県民への普及啓発を図っています。
- ②侵略的外来種の被害と生物多様性へ与える影響について、リーフレット等の作成により、県民 の問題意識の向上を図ります。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (2) 地域資源としての活用
 - ③ 市民農園や漁業体験施設の整備、滞在型余暇活動の推進など、都市と農山漁村の交流の促進

(1) 事業目的

「しまね田舎ツーリズム」の体験参加者の増加を目指し、魅力的な体験プログラムを造成や、情報発信を実施しています。

(2) 取組状況

① 令和3年度実績

モニターツアーを以下のとおり実施しました。

(1) ワーケーション

・家族連れ : 12月26日~12月28日

・社会人グループ向け : 3月19日~3月21日、3月25日~3月27日

(2) 女子旅 : 3月17日~3月19日、3月19日~3月21日

合計3プログラムを実施し、島根県外から5組10人がモニター参加しました。

(3) 参考情報

しまね田舎ツーリズムポータルサイト おいでよ!しまね https://www.oideyo-shimane.jp/

所属名	問い合わせ先
しまね暮らし推進課	0852-22-6157

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (2) 地域資源としての活用
 - ④ 森・里・川・海での環境学習や自然体験などの促進

(1) 事業目的

森林や農地、河川、湖沼、海岸などで行う環境学習や自然体験などを実施することにより、自然環境を大切にする意識を高めながら、人や地域の交流・体験の場として活用します。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業【自然環境課】 自然保護活動や自然観察会などに取り組む団体に対して、簡易な環境整備等を委託し、今後

② 生物多様性自然観察会事業【自然環境課】

の活動の促進を図っています。

地域の特性を活かした自然観察会を地域の団体へ委託して開催することにより、環境学習や自然体験などの促進を図ります。

③ みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査【環境政策課】★

宍道湖・中海の水質に関する理解を深め、水質浄化活動の推進を図るため、小中学生を対象とした宍道湖・中海の流入河川調査を行っており、 44 団体、 1,674 名の児童・生徒が参加しました。

(3) 参考情報

みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ryunyukasen/

★は、第5章-第1節-(1)-④の「(2)取組の状況」②と同内容です。

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0050 00 5247
環境政策課	0852-22-5347

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

- (3) 良好な景観の保全と創造
 - ① 市町村による良好な景観形成のための計画づくりの支援
 - ② 住民団体やNPO、企業等による景観づくり活動の支援
 - ③ 魅力ある景観の普及啓発や観光施策と連携した情報発信
 - ④ 大規模行為の届出(一定の規模を超える建築物等の設置や開発行為に係る届出)に対する指導 等の適正な運用

(1) 事業目的

地域の特性が生かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、誇りと愛着の持てる県土の実現に資することが目的です。

わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の 建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」 ※1 が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ 細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 取組状況

① ふるさと島根の景観づくり事業費補助金

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金(約5.0億円)により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や、市町村等が行う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

令和3年度は、市町村等の景観づくり経費補助が1件ありました。

② 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

令和3年度末現在で、特定86件、一般69件、合計155件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

③ 景観アドバイザー制度

住民等の景観づくりを支援するために、令和3年度は「景観アドバイザー派遣」※2を4件行いました。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を 図るため、「第29回しまね景観賞」を実施しました。

令和3年度は、102通の応募があり、「まち・みどり・活動」など5部門で8件の表彰を行いました。

⑤ 景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。 令和3年度は、大規模行為の届出が170件ありました。

《用語解説》

※1. 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

※2. 景観アドバイザー

市町村等によるまちづくりなどに関連する地域づくりの際に、県が景観に関する助言を行うことを認定した人のこと。

所属名	問い合わせ先
(主)都市計画課	0855-22-6773